

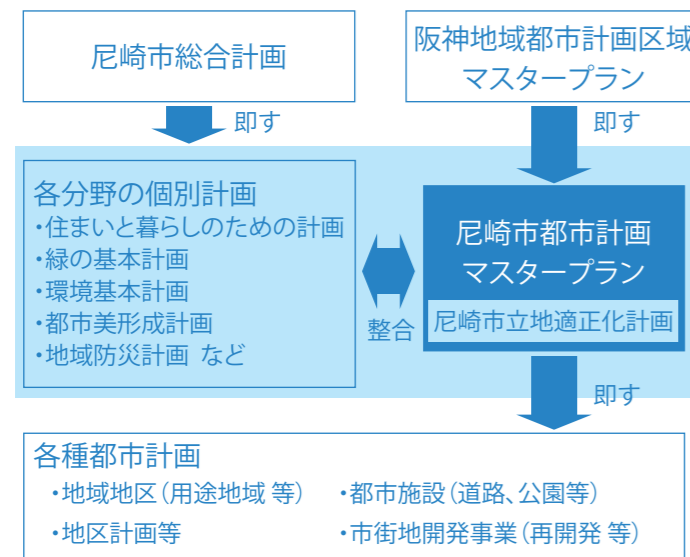
【概要版】尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画骨子案

はじめに

■ 計画の位置付け

今後の都市計画を考える上で、時代の変化を見極め、的確に対応するため、多様な主体の参画のもと、地域特性や上位計画で示す方向性等を踏まえ、今後のまちづくりを進めるための指針として、この計画を定めます。

計画の位置付け



■ 対象区域

本市は、行政区域の全域が都市計画区域となっているため、全市域を計画の対象区域とします。

■ 計画期間

おおむね20年後の令和25年(2043年)の都市の姿を展望しつつ、令和6年(2024年)から令和15年(2033年)までの10年間とします。

■ 計画改定に当たって留意すべき事項

- 社会情勢の変化と時代の潮流
 - ・人口減少社会の進行、産業構造・労働環境の変化等
- 法改正等
 - ・都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法等
- 上位計画、関連計画等の改定状況等
 - ・尼崎市総合計画、都市計画区域マスタープラン等
- 本市の状況
 - ・開発動向、広域的に見た立地の特徴、強み・弱み等

1 まちづくりの基本方針

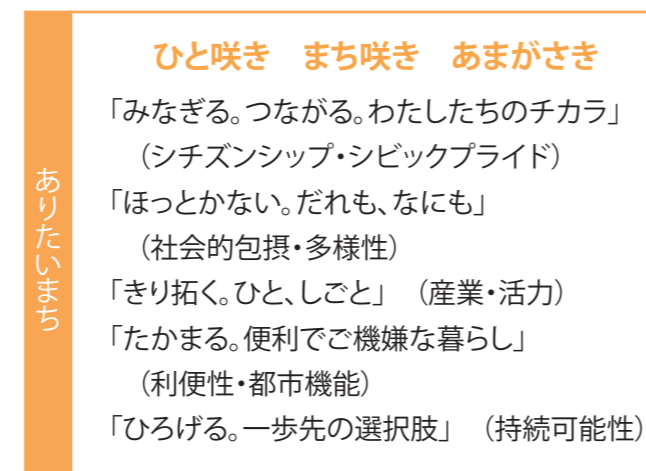
■ まちづくりの方向性

尼崎のまちづくりは、「つくる」から「活かし、守り、育てる」まちづくりへと移行してきました。これからは、「活かし、守り、育てる」に加えて『つなぐ』まちづくりを進めることで、都市の成長と発展を促す「魅力を伸ばすまちづくり」を推進していきます。



■ めざすまちの姿

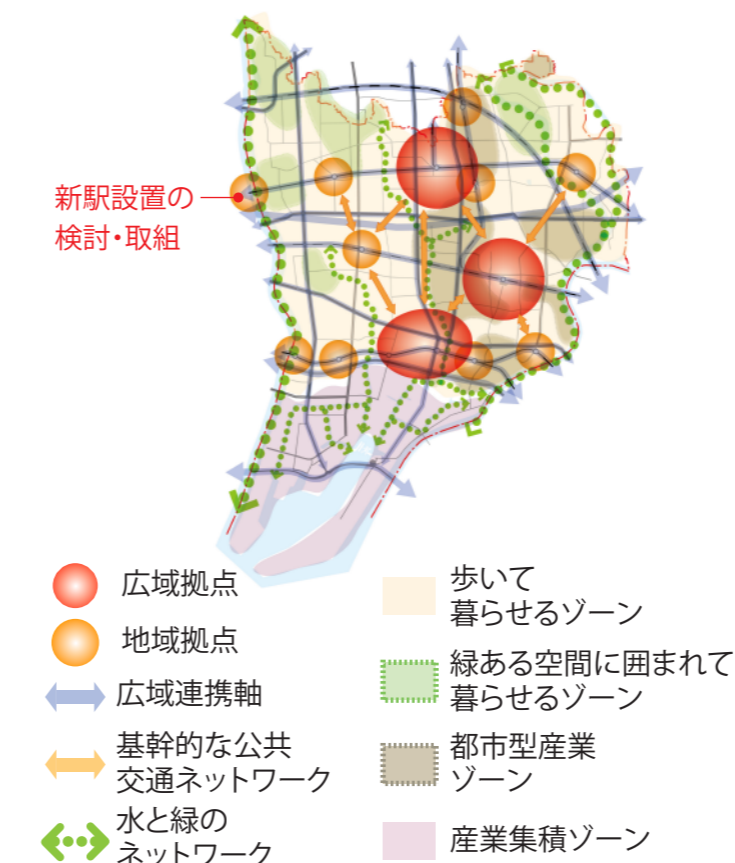
第6次尼崎市総合計画で示す「ありたいまち」の実現を目指し、都市計画の観点から、その実現を支える「めざすまちの姿」を設定します。



- めざすまちの姿
- 魅力を伸ばすまちづくり
- 1 利便性が高く、快適に“暮らせる”まち
 - 2 働き“稼げる”まち
 - 3 市民が“誇れる”まち
 - 4 “住んでみたい”“訪れてみたい”まち
 - 5 災害に“不安を覚えない”まち

■ 都市構造

3つの広域拠点及びその他の鉄道駅周辺の9つの地域拠点、これらの拠点間又はこれらの拠点と周辺都市との間を結びつける幹線道路及び鉄道網といった広域連携軸、基幹的な公共交通ネットワーク並びに水と緑のネットワークをそれぞれ都市の骨格と位置付け、日常生活に必要な施設がバランス良く配置された“歩いて暮らせるゾーン”と連携した持続可能なまちづくりに取り組みます。



2 重点的な取組・施策

検討中

利便性が高く、快適に“暮らせる”まち

- ・交通環境の整備 (自転車走行レーンその他の歩行環境の整備等)
- ・南北交通軸の強化 (臨海部の渋滞対策等)
- ・公共施設、生活利便施設等の適正配置

働き“稼げる”まち

- ・商店街の空き店舗及び空き家の活用推進
- ・営農環境の充実
- ・高付加価値産業の誘致、臨海地域の活性化
- ・地域資源を生かした観光まちづくり (エリアの整備、歴史的建造物の活用等)

市民が“誇れる”まち

- ・公共空間(公園、道路、港、河川等)の有効活用 (Park-PFI、エリアマネジメント等)
- ・水辺環境の改善、保全 (水路網再編計画の策定、親水空間の保全等)
- ・公園や駅前広場などのオープンスペースの質の向上とにぎわい創出の工夫
- ・公共施設の多機能化、複合化
- ・建築物の省エネ性能向上やエネルギーの面的利用の促進

“住んでみたい”“訪れてみたい”まち

- ・まちのブランド力の向上 (駅周辺の魅力の向上、利便性が高い良好な住環境の向上等)
- ・まちの景観向上 (各地域における都市美誘導等)

災害に“不安を覚えない”まち

- ・総合的な治水対策の推進 (流域治水、新たな河川改修の検討等)
- ・水害・津波対策 (臨海地域の雨水排水対策の検討、抽水場の整備、防潮堤の嵩上げ等)
- ・公園緑地・農地の防災機能の向上
- ・既存施設の耐震性の向上 (橋梁等)
- ・密集市街地の改善
- ・ハザード・住民避難の必要性の周知、マイ避難カード・個別避難計画作成の推進
- ・地区防災計画の策定支援